

◆看護職員確保対策（就業支援）

十日町市看護職員 就業支度金支給支援事業 （平成27年7月1日事業開始。期間は3年間の予定）

【事業概要】

本事業は、不足する市内の看護職員の確保を図るため、市内で就業する看護職員に就業支度金を支給する民間の病院、診療所、福祉施設等（※1）に対して市が補助金を交付するもの

※1 福祉施設等

老人福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法（略称）に規定する特定の施設又は事業所

1 補助対象施設

1. 病院、診療所、福祉施設等のうち公立以外のもの
2. 上記施設のうち、次の対象職種及び対象条件に該当する者に対し、就業支度金を支給する施設

2 対象職種及び対象条件

1. 対象職種

- 看護師、准看護師

2. 対象条件

- 正規職員（同一系列施設等の人事異動による転勤者は除く（※2））で採用されるものであって2年以上継続して勤務する意志を有する者

※2 同一系列施設等は新規採用者の場合に限る

- 1人1回限り
- 市看護師、理学療法士等修学資金貸与事業の返還金の免除者及び猶予者は除く
- 再就職の場合
 - ・ 市内施設の正規職員を退職してから1年以上経過した者
 - ・ 市外施設からの再就職については離職期間はなし

3 補助額

1. 新規採用者 1人あたり 50万円

※ただし、市内施設臨時職員が正規職員として採用された場合は1人あたり30万円とする。

2. 市外からの再就職者 1人あたり 50万円
3. 市内施設からの再就職者 1人あたり 30万円

4 補助金返還規定

1. 支給対象職員が2年間就業しない場合は施設に返還を求める。
(返還率は以下のとおり)
 - 1年未満：全額
 - 1～2年未満：半額
2. 支給対象職員が死亡又は心身の故障その他やむを得ない理由による離職である場合は返還を免除することができる。

5 制度の特徴

1. 新潟県内の自治体としては最高額の支援（平成26年度現在）
2. 看護職員のニーズが高まっている福祉施設等も対象に含む
3. 施設への支援制度にすることにより、行政と民間が協働で情報発信を含め看護職員確保に努める